

第35回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年5月27日（月）午後2時00分～午後2時43分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階大会議室

3 出席委員
(農業委員)

1 番 太田香代子	2 番 廣瀬博一	3 番 伊崎美代子	4 番 木下勝徳
6 番 植木健太郎	7 番 楠田耕三	9 番 中野裕二	10 番 本多利任
11 番 山下勝也	12 番 山崎伸吾	14 番 水田 勇	15 番 中村修治
16 番 金子初夫	17 番 馬場正国		
会長 中川繁憲			

(農地利用最適化推進委員)

19 番 吉岡長久	20 番 田中芳邦	21 番 野原重光	22 番 中山秀樹
23 番 田中八郎	24 番 本多正敬	25 番 増田孝徳	27 番 内田一郎
28 番 末吉秀明	29 番 神崎好史	30 番 中村康弘	31 番 石橋浩昭
32 番 石橋正浩	33 番 山口俊一	34 番 松尾和昭	39 番 浅田修弘
41 番 三宅東英	42 番 本多晋介	43 番 宮崎 努	44 番 山本敏晴
45 番 宮崎陽一	46 番 相良栄一郎	47 番 本田勝彦	48 番 飛永敏博

4 欠席委員
(農業委員)

5 番 小川一英 8 番 平 光正 13 番 寺田健蔵

(農地利用最適化推進委員)

26 番 北岡新市	35 番 寺田俊秀	36 番 末續公德	37 番 原田久也
38 番 岡田裕弥	40 番 柴内成世		

5 議事録署名委員 15 番 中村修治 1 番 太田香代子

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 円口智仁 山口朋子

[日 程]

議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第150号 農用地利用集積計画の決定について

議案第151号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） ただいまから第35回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、5番小川委員、8番平委員、13番寺田委員、26番北岡委員、35番寺田委員、36番末續委員、37番原田委員、38番岡田委員、40番柴内委員より、農業委員3名、推進委員6名から欠席の届出がっております。また、少し遅れると17番馬場委員、22番中山委員のほうから連絡が入っております。

ただいまの出席農業委員数は14名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めましてこんにちは。

本日は、第35回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日14日、長崎県の農業委員会会長・事務局長会議が諫早市で開催されました。冒頭に各種表彰の授与式があり、本農業委員会は、全国農業新聞普及推進特別優秀賞・普及部数の部第8位ほか2つの受賞をいただきました。これも皆様方のご協力の賜物であると感謝申し上げます。

会議では、地域計画の策定年度であることから、委員の皆様におかれましては、地域の話合いの場に必ず出席し、各地区の将来像についてのご意見等を述べていただき、よりよい計画にしていきたいとのことでした。また、令和6年度の農業委員会活動の重点事項などが協議され、農地の集積、荒廃農地の解消対策、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大について、市町ごとの数値目標が決定されました。委員一人一人が1年の活動の中で1件以上の報告が行われますよう、目標達成に向けて、皆様のご協力をお願いいたします。

最後に、本総会終了後、農業委員会としての新たな取組についてご意見等を伺いたいと思いますので、最後までご参加のほどよろしくお願いいたします。

事務局長から、農業委員18名中、出席委員は現在14名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に15番中村委員、1番太田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局よりお願いいたします。

事務局（〇〇） どうも皆さん、お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから、議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

座って説明します。

今月は、贈与が3件、2,782.25平米、売買が3件の合計の1,850平米、賃貸借権が4件の14,103平米、使用貸借権が1件の515平米となっております。

案件について読み上げますので、2ページのほうをお願いいたします。

（議案第148号 番号1～11を朗読）

以上、ナンバー１からナンバー１０の案件につきましては、農地法第３条の許可基準の農地法第３条第２項第１号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第４号の農作業に従事すると認められない者及び第６号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしていると思われます。

なお、番号１１については、本日お配りしております別紙をご覧ください。

この別紙につきまして、これまでの経過をご説明いたします。

まず、令和５年１２月１４日、申請書の提出がっております。日付につきましては、１２月１１日付でした。これを１２月１４日、同日に申請を受理しております。

そして、１２月２１日、現地調査を行い、地元農業委員と確認しております。農地法第３条第２項第１号の要件（全部効率利用要件）こちらにつきましては、農地への作物の作付について、申請どおりの作付を確認できないということ、農地法第３条第２項第４号の要件（常時農業従事要件）、譲受人本人の農業従事を確認できないということでございます。

１２月２５日、第３０回農業委員会総会におきまして、上記の許可要件について疑義があるため、審議保留と決定しております。

１２月２７日、保留通知を発送しております。こちらは１２月２５日、総会の日付となっております。譲渡人及び譲受人双方に発送しておりますが、保留通知書の内容としましては、１番、総会において、上記許可要件に疑義があり、審議保留となったことを通知しております。

２番、補足説明ということで、今後についてという形でしております。

全部効率利用要件の確認方法としまして、①全ての農地（地番）ごとに作物が作付されている状況が分かる写真の提出。②栽培（播種・定植・収穫）の時期が分かる作物別の計画の提出。次に、常時農業従事要件の確認ということで、①譲受人が農作業をしているところの写真（作物ごとに数枚ずつ）の提出。

上記につきましては、提出書類を令和６年４月末までに、譲受人本人が農業委員会事務局へ持参して提出することということで通知をしております。

その結果になりますが、４月３０日になりますが、この締切日ですけれども、この日までに上記の提出書類の提出はありませんでした。

以上、農地法第３条の許可基準の農地法第３条第２項第１号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第４号の農作業に常時従事すると認められない者と認められる場合の２つの許可基準を満たしていないものと思われます。以上でございます。

議長 それでは、まず１番から７番の案件は深江の案件ですけれども、深江の委員さんいかがでしょうか。

〇〇番、〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ナンバー４の案件ですけれども、許可日より２０年の賃貸になっておりますが、ちょっとあまりにも本人さんはもうよわい８０歳を過ぎておまして、ちょっと私も気になったので、その娘さんのところに確認に行きましたところ、果樹、木を植えるということで２０年欲しいということを要望されたそうですが、今日の営農計画には小麦になっているみたいですけれども、その辺がどうなのかということと、これ２０年結んだとき、例えば家庭の事情でこの農地を売却しなければならないというときに、許可が下りるのかどうかをちょっと伺いたいと思っております。以上です。

議長 今の件に関して、事務局いかがですか。

事務局（〇〇） 4 ページの営農計画書を見ていただきたいと思いますが、先ほど4番のところにつきましては、本申請者の方ですね。〇〇さんが来られて、この記入を目の前でしていただいたんですが、小麦をするということで、こちらについては、その小麦の乾燥についてもお話をさせていただいて、地域の乾燥機を借りてからしますというところまでも話をしてありましたので、間違いないのかなとは思っております。

あと今後20年ということですが、こちらについては、貸借権については、20年問題ないと思うんですが、あとその後、つまり恐らく〇〇さんのほうですが、売却したいとかそういったときには、この賃貸借というのを解約するということはできますので、そのときに一度解約という手続は必要になるかと思います。それは双方の合意解約という形でしていただければと思っております。その後に売買とか、そういった許可ができるというふうに思っております。以上でございます。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇さんは、小麦とおっしゃるそうですが、貸主のほうには木を植えるということで、それが10年で例えば解約となった場合は、その補償問題も出てくるのではないかと、いうことに対しての私の危惧でありますので、小麦でいいのかどうかの確認をちょっとお願いしたいんです。

議長 事務局、よろしいですか。

事務局（〇〇） ちょっとそのところは、実際に木を植えるというお話、今日、今初めて聞いたばかりですので、ちょっとすぐあれなんでしょうけれども、こちらについては、こちらは目の前で書かれたのが、ちょっと書き方を指導しながらしたときに小麦でしますという話でしたので、ちょっとその確認が必要かなとは思っております。

〇〇番〇〇委員 よろしくをお願いします。

議長 よろしいですか。確認を取って、違っておれば、また。

事務局（〇〇） そうですね。

議長 申請のやり直しということですね。

事務局（〇〇） 一応確認を取って、もしこの申請、小麦と書いてあるんですが、小麦じゃなくて違うものであるのであれば、言わば出し直しをしてもらわないかんとと思っております。計画が違うということになります。

議長 それでよろしいですかね。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 5番から7番も深江の案件ですが、

（「問題ありません」との声）

議長 よろしいですか。

8番は有家の案件ですが、有家の委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。

（「問題ありません」との声）

議長 9番は口之津の案件ですが、口之津の委員さんいかがでしょうか。

（「私らのも説明せんで大丈夫です」との声）

議長 10番は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さんいかがですか。

（「問題ありません」との声）

議長 よろしいですか。

次に、11番は南有馬の案件ですが、先ほど事務局から説明があったとおりですが、

も、いかがでしょうか。

〇〇委員さん、いかがですか。〇〇番の委員さん。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ちょっとこれが上がっていたので、気になって先週末、自宅の近くをちょっと見に行ったりしてみて、やっぱりいらっしやらないみたいで、近くの方にもちょっと聞いてみたんだけど、最近姿を見ないという話を聞きまして、こっちにおられないのかなという。ハウスには豆みたいなものがちょっと植わっていたみたいなんですけれども、やっぱりそのお父さんがされているのか、息子さんも結構見ていないという話をちょっと聞きまして、このやっぱり4月30日までという提出日の後にまた何ももうコンタクトとしては何も出てきていないということだとしたら、いらっしやらないのかなという。

議長 去年の12月の段階と同じですかね。

〇〇番〇〇委員 そうですね、はい。いらっしやらなかったみたいですね。

議長 最適化推進委員の皆さんでご意見ありませんか。

〇〇番〇〇委員いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。私も昨日とその前とちょっと様子を見に行っただけなんですけれども、昨日は日曜日だったので、乗用車が1台止まっておっただけなんですけれども、今日はもういなかったです。やけん、なかなか本人も、息子さんも見る機会はありませんというので、周りの地域の人にはそう言ってますね。だけん、どうかなという考えはあります。以上です。

議長 〇〇番〇〇委員いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。私も吉川の近くですので、この間ちょっと近くまで畑を見に行ったときに、以前その方がタマネギなんかを上げていらっしやいましたので、ちょっとお聞きしましたら、いや、去年ぐらいから作付がほとんど何かなかったですものねという話は、ちょっとお聞きしております。以上です。

議長 〇〇番〇〇委員いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。お二人がおっしゃるとおりで、あまり見受けないということで、作付実態があまり。息子さんの作付実態は確認できないという状況です。以上です。

議長 〇〇番〇〇委員はいかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。3人の方が言われたとおり、農業をしている形跡がないということで、ちょっとこれは厳しいんじゃないかなと思います。

議長 ただいま見えられました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。私も〇〇さんとは、3か月に1回ぐらいは電話があったりしていたんですけれども、ここ1年は全然音沙汰もなく、会ってもいないし、息子さんも見ていません。なので、農業をされているかどうかと言われたら、しているとは言い切れないかなと思います。

議長 それでは、去年の12月の申請のときと同じ状態ということですね。何も改善されている状況ではないということでしょうか。

(「それは連絡はできるとですか、本人さんに」との声)

議長 事務局いかがですか。

事務局(〇〇) 連絡のほうは、もうその12月の段階で何度かやり取りさせてもらってしまっていて、そのときも、その後に通知を出した後も、本人は会長と一緒に話をしたいとかいうことで、日程を決めるけん、連絡してくださいと、こちらから言うことなので、そちらが都合のいいときを会長にお願いしてから一緒に同席してもらいますのでという話までしたんですけれども、結局本人からその日程調整の連絡が来なかったということで、その後も通知を出している関係で、それを待

つという形を取っています。なかなかその後も本人さんからの連絡は、全然ない。音沙汰もないという感じです。以上です。

議 長 この申請は、本人がされたんですか。

事務局（〇〇） この申請につきましては、持ってこられたのは譲渡人の父親になりますけれども、父親の〇〇さんのほうが持ってこられたと。ただ、これを今度何かしらの指摘があったときには、今度息子さんから電話がかかってくるというような形で、その話は、お互いはできているのかなと思うんですけれども、いろいろな指摘をさせていただいている段階では、電話でいろいろ話をされることはあったんですけれども、実際もうこちらでも経営状況等も含めて、12月の総会のときにもお話ししましたけれども、本人さんが来てくださいと、とにかく来てちょっと一回話しましょうということと言ったんですけれども、本人さんがこちらに出向かれることはもう一回もなかったということになります。以上です。

議 長 第3条第2項第1号ということ、第3条第2項第4号という、これ基準がありますけれども、皆さん手帳を頂いたと思いますけれども、この17ページにその内容を書いてありますので、どうということかということ、これを見ていただければよろしいかと思いますけれども。

なお、本人が常時申し上げるように従事していないということのご意見でありますので、第3条第2項第1号と第3条第2項第4号に関しては確認ができていないということでありますので、確認ができないならば許可できないかと思いますが、不許可相当だと思いますけれども、それでご異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議 長 不許可ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 では、この11番の案件に関しては、不許可といたします。

〇〇番〇〇委員、ご意見どうぞ。

〇〇番〇〇委員 この件は、国からの補助、150万をもらえたのか。

事務局（〇〇） その件につきましては、農業委員会が関知しておりませんので、答えられないことでお願します。

〇〇番〇〇委員 言うちゃんやけれども、このような人がいるから、何でも破綻してしまってから、今からやろうという人たちが大迷惑しているという。このようなことは、適切にぴしゃっと頑張っって、もう募集と、お金でも何でも返してもらうことは、方法を取ってもらおうとせんば、またとないのぼせ上がった奴らを撃退しておかないといけないと思いますけれどもね。厳密にちょっと厳しくしてもらいたいですね。

議 長 農林関係の業務でありますので、こちらは農業委員会として上がってきたのは適正に処理したいと思いますので、そのようにしたいと思います。

1番から10番までは申請どおり許可することといたしまして、11番に対しては不許可といたします。

〇〇番〇〇委員 1番から4番も。

議 長 失礼しました。1番から4番は、質問があったとおり確認して、問題なければ許可ということですね。よろしいでしょうか。

それでは、議案第149号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第 1 4 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

7 ページをお願いします。

番号 1、加津佐町の〇〇さんから加津佐町の〇〇さんへ、加津佐町〇〇番、地目が畑、地積が 3 6 4 平米となっております。転用の目的は駐車場用地です。申請地を譲り受けて、経営する飲食店の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、許可日から永年となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね 3 0 0 m 以内に市役所、〇〇庁舎がありますので、第 3 種農地と思われます。駐車場用地 3 6 4 平米となっております。従業員用及び来客用合わせて、1 4 台分を確保いたします。現状のまま整地し、砕石舗装をして、土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、敷地を市道側へ勾配をつけ、新設される U 字溝を經由し、既存の道路側溝へ放流予定となっております。汚水、雑排水は、発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。令和 6 年 5 月 2 3 日、午後 1 4 時頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局 3 名と一緒に見てまいりました。場所は、先ほどもおっしゃられたとおり、南島原市役所 〇〇庁舎から直線距離で 3 0 0 m ほどのところにあります。そこら辺は全体的に水路も大きなものはあって、汚水などはその大きい側溝へ流すということでしたので、何ら問題ないと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。側溝につきましては、要するに何ら問題はないと思います。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

（「ありません」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第 1 5 0 号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第 1 5 0 号 農地利用集積計画の決定について説明いたします。

8 ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が再設定のみ 6 件、1 0, 5 2 6 平米となっております。使用貸借権につきましては、今月はありませんでした。所有権移転につきましては、売買が 6 件、2 1, 9 0 6 平米、贈与が 2 件の合計 3, 5 7 3 平米の計 8 件の 2 5, 4 7 9 平米となっております。中間管理事業（一括方式分）につきましては、新規のみ、賃貸借権が 9 件、1 6, 6 9 1 平米、使用貸借権が 1 件の 2, 7 8 1 平米の計 1 0 件の 1 9, 4 7 2 平米です。

それでは、各個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式につきましては、朗読を割愛させていただきます。

それでは、9 ページをお願いいたします。

（議案第 1 5 0 号 所有権 番号 7 ～ 1 4 を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、議案第150号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、議案第150号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第151号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）**について 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、説明いたします。

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況につきまして、毎年3月に翌年度の計画を立て、事業年度の終わって5月までにその分の結果を取りまとめて公表をするということになっております。その分について、令和5年度が終わりましたので、その分の公表に当たっての案を作成しましたので、今回議題に上げさせていただいております。

令和5年度の実績の数値を、報告をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

資料の13ページをご覧ください。

農地の集積ではございますが、中段の③実績、今年度の新規集積面積につきましては、47haを新たに集積が図られました。

次の14ページをご覧ください。

上段のほうに③実績ということで、遊休農地の解消についてでございます。

まず、アにつきましては、令和3年度の把握されている緑の遊休農地についての解消がどれだけなされたかという形になります。その面積につきましては10.6ha。そのちょっと下ぐらいに、今度イということで、新規発生遊休農地ということで、この分につきましては、令和4年度に新たに発生している緑区分の遊休農地の解消の面積になります。これが0.1haとなっております。

次に、15ページをご覧ください。

新規参入の促進ということで、新規参入の貸付希望のある農地の面積ということであります。この分につきましては、令和5年度、3.6haを公表しております。

次の16ページをご覧ください。

新規参入相談会の参加につきましては、昨年度は実績がありませんでした。

なお、一番最後のほうに、推進委員等の点検・評価結果についてということで、これにつきましては、5年度の活動目標が7日としておりました。その分について、下から2段目「目標に対して期待どおりの結果が得られた」、ここまでが7日間を達成された委員さんの数になります。一応トータルで30人ということで、過半を達しております。

なお、この下の18につきましては、あくまで7日というのを基準としておりますので、実際6.7とか、6.8とかの数字も含めておりますので、そこら辺はちょっと人数が多く感じるかなと思いますけれども、そういった実情になっております。

次、17ページをご覧ください。

2番、農地法第3条に基づく許可事務につきましては、昨年度24件申請があり、うち23件を許可いたしております。

3番、農地転用に関する事務といたしましては、昨年が35件申請があり、うち許可相当として、意見を尽くして県に上げた件数が35件となっております。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、原案どおり認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）については、原案どおり認めることに決定いたします。

次に、18ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますのでご覧ください。

19ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これも見てください。

以上をもちまして議事を終了いたします。